

平成23年度 公の施設の指定管理者監査結果（指摘事項）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 公の施設の指定管理者監査
- 2 監査対象 財団法人四日市市まちづくり振興事業団（四日市市市民交流会館）
市民文化部市民生活課（指定管理に関する事務の所管所属）
- 3 監査実施期間 平成24年2月7日
- 4 監査結果報告 平成24年3月30日

監査の結果（指摘事項）

措置（具体的内容）・対応状況

【財団法人四日市市まちづくり振興事業団】

<p>(1) 施設使用料の収納事務について イ 施設使用許可申請に係る利用料金の減免の決定にあたり、四日市市市民交流会館条例施行規則第11条に定められた減免理由欄を記入しないまま、事務処理を行っていた。申請書を受理するにあたっては、記入内容に不備がないか確認のうえ、適正に処理すること。【是正事項】</p>	<p>【措置済】 平成24年6月29日 利用料金の減免理由の記入をはじめ、申請書の内容に記載漏れなどの不備がないか確認を徹底した。</p>
<p>(2) 職員配置について 基本協定書第15条の規定では、業務従事者のほか、施設現場の管理監督を担う監督者を選任して配置することになっている。監督者の選任は報告されていたが、施設現場への配置がなされていなかったため、基本協定書に基づき、適正な職員配置を行うこと。【是正事項】</p>	<p>【措置済】 平成24年6月29日 基本協定書第15条の規定に基づく施設現場の管理監督を担う監督者についての選任・配置を行った。</p>
<p>(3) 業務完了報告について 基本協定書第35条に定める管理業務完了届が提出されていなかった。協定書の履行に遺漏がないよう、適正な事務処理を行うこと。【是正事項】</p>	<p>【措置済】 平成24年6月29日 平成23年度の手続きにおいては、基本協定書第35条に基づく管理業務完了届を提出するとともに協定書の内容を再確認した。</p>
<p>(4) 納入金について 利用料の納入金（剰余金）の支払いについて、年度協定書第4条では、「年度終了後40日以内に支払う」ことになっており、納入期限を厳守すること。【是正事項】</p>	<p>【措置済】 平成24年6月29日 精算にて剰余金を算出するにあたっては先に他事業との共通費用を按分する必要がある。労働保険料などの人件費にかかる支出が確定する4月末日以降に按分計算を行わざるを得ず、40日以内では支払いができない状況になることもあるため、市民生活課と協議のうえ、年度協定書第4条を40日から60日に改めるとともに期限までの納入を徹底した。</p>

【市民生活課】

<p>(1)職員配置について 事業計画においては「常時原則2名を配置し、運営管理に万全を期する」とあるが、事業報告書では1名の配置となっていた。職員配置について定期的に実査を行い、職員配置の状況を確認すること。 【是正事項】</p>	<p>【措置済】 平成24年6月29日 職員配置に関する実地検査を行い、常時2名の配置を確認した。今後、年1回の実査を行い、職員の配置状況を確認する。</p>
<p>(2)貸与備品の管理について 貸与備品の実査を行った結果、備品ラベルの貼付漏れが散見された。定期的に備品の実査を実施し、適正な備品管理を行うこと。また、その実査記録(日時、立会者、数量など)を文書にして保存すること。 【是正事項】</p>	<p>【措置済】 平成24年6月29日 再度実査を行い、備品ラベルの貼付漏れは是正済みである。年1回の実査を行い、記録を文書で保存していく。</p>
<p>(3)連絡調整会議について 基本協定書第61条に定める本市と当法人との連絡調整会議の設置及び運営について、その会議の組織、運営、費用負担等が別途協議して定めることになっているので、詳細について文書化するなど明確にしておくこと。【是正事項】</p>	<p>【検討中】 平成24年6月29日 指定管理者との連絡調整会議の設置や運営等について協議を重ねていく。</p>
<p>(4)納入金の納付期限について 利用料の納入金の納期については、年度協定書第4条では、「年度終了後40日以内に支払う」ことになっているが、当法人に発行した納付書の納付期限が5月末日になっていた。年度協定書で定めている納付期限を厳守すること。【是正事項】</p>	<p>【措置済】 平成24年6月29日 指定管理者との協議を行い、年度協定書第4条を「年度終了後60日以内に支払う」内容に改め、納付期限の徹底を行った。</p>

平成23年度 公の施設の指定管理者監査結果（意見）に基づく措置状況等の報告

- | | |
|----------|---|
| 1 監査の種類 | 公の施設の指定管理者監査 |
| 2 監査対象 | 財団法人四日市市まちづくり振興事業団（四日市市市民交流会館）
市民文化部市民生活課（指定管理に関する事務の所管所属） |
| 3 監査実施期間 | 平成24年2月7日 |
| 4 監査結果報告 | 平成24年3月30日 |

監査の結果（意見）

措置（具体的内容）・対応状況

【財団法人四日市市まちづくり振興事業団】	
<p>(1) 事業収支計画の作成について 事業収支は、良質なサービスが継続的、安定的に提供されているかについて、事業計画と実績との比較等により定量的に評価できるものである。公正で、安定的かつ継続的に事業を実施できるよう、人件費や一般管理費など必要経費を精査し、適正な事業収支計画の作成に努めること。併せて、早急に人件費や租税公課等の配賦基準を作成すること。 【改善事項】</p>	<p>【 検討中 】 平成24年10月1日 公益法人の制度改革に伴い、平成25年4月1日から公益財団法人に移行する予定をしている。この機会に、新たな会計基準に沿った経費の見直しと適正な事業収支計画及び人件費や租税公課等の配賦基準を作成していく。</p>
<p>(2) 利用率の向上について 平成22年度の利用率は全体で極めて低い状況にあるが、特に、和室については利用者のニーズを把握して、利用率の向上に努めること。 また、茶室にあっては、利用率の向上に向けて、市民へのPRに努めること。【要望事項】</p>	<p>【 継続努力 】 平成24年10月1日 利用者アンケートによりニーズ把握に努めるとともに、ホームページを利用して和室を茶室としても利用できることの周知を行うなど、より一層のPRに努め、利用率の向上を図る。</p>
<p>(3) 市民サービスの充実について 電話による貸館受付や利用料金の振込みなど市民サービスの向上に努めているが、当法人としてのノウハウを活用して、更に利用しやすい具体的な方策を検討し、直営管理とは異なる市民サービスの一層の充実を図ること。【要望事項】</p>	<p>【 継続努力 】 平成24年10月1日 利用しやすい機の配置や、他に申し込みが無い状況での連続した複数日の使用を許可していくなど、公平性を保持しつつ、利用者の便宜を図るサービスの充実を目指す。</p>
<p>(4) 利用料金について 利用時間帯によって料金が異なっているので、その体系を見直して、より利用が図られるよう努めること。【要望事項】</p>	<p>【 検討中 】 平成24年10月1日 四日市市市民交流会館条例では時間帯により異なる料金体系が定められているが、利用者アンケート等を活用して、より利用しやすい料金体系について所管課と協議しながら検討する。</p>

<p>(5)利用者アンケートについて 今後の管理運営に活かすため、利用者のニーズを把握するアンケートの質問項目、方法などの内容を見直すこと。【改善事項】</p>	<p>【 継続努力 】 平成24年10月1日 他施設のアンケート内容を参考に見直しを図っているが、実施方法等も含め利用者ニーズを把握できるよう検討していく。</p>
<p>(6)現金等の管理について 施設使用料の収納事務は、内部牽制確保の観点から、複数の職員で行うこと。【改善事項】</p>	<p>【 措置済 】 平成24年10月1日 複数の職員で収納事務を行うこととし、証票類の点検についても必ず複数で行うこととした。</p>

【市民生活課】

<p>(1)指定管理者の応募について 現在は1団体のみ応募となっているが、公正な競争性の確保から、公募にあたっては、十分な情報提供と提案準備期間を設けるなど、既存の指定管理者と新規参入者の間で不公平が生じないような、応募しやすい環境整備を図ること。【要望事項】</p>	<p>【 継続努力 】 平成24年10月1日 募集時に十分に情報を提供するなどして、新規に応募ができるよう努める。</p>
<p>(2)収支剰余金の負担割合について 収支剰余金が生じた場合には、納入金として一定の金額を本市に支払うよう基本協定書で定めている。このことが、指定管理者のモチベーションを下げる要因にもなるので、経営努力によって節減された経費は指定管理者の収入とするよう、インセンティブが働く仕組みに改善すること。【改善事項】</p>	<p>【 検討中 】 平成24年10月1日 他施設の指定管理者の収支剰余金の負担状況を参考にすることで、指定管理者の経営努力への動機が維持されるような仕組みを検討している。</p>
<p>(3)駐車場の確保について 利用者アンケートから、駐車場不足に関する意見が多く寄せられており、催物を行うにあたっては市民サービスの向上を図るため、周辺駐車場を確保すること。【改善事項】</p>	<p>【 継続努力 】 平成24年10月1日 催し物開催の駐車場については、なやプラザ駐車場を借用するなど、確保に向けて努力をしている。今後も引き続いて検討していく。</p>
<p>(4)当法人に対する指導監督について 事業計画の精査や進捗管理及び日常業務の牽制、精度の高いモニタリングを実施して、当法人に対する指導監督を強化すること。【改善事項】</p>	<p>【 継続努力 】 平成24年10月1日 チェックリストを作成することにより、提出書類の精査、現場確認などの徹底を図り、委託業務の履行状況の把握、監督の強化及び多面的なモニタリングに努める。</p>